

■ 第2回新潟市暮らしの点検・評価アドバイザー会議

（都市像Ⅰ 市民と地域が学び高め合う、安心協働都市）

日時：平成27年11月5日（木）

午前1時30分～4時15分

会場：市役所本館6階 第3委員会室

（司 会）

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。では、行政経営課長をお願いします。

（行政経営課長）

皆様、お忙しい中、ありがとうございます。今回、第2回目ということで、今年度はこれが最後の意見交換になります。よろしくをお願いします。

また、前回、ご欠席されたアドバイザーもおりますので、改めて若干、会議の趣旨をご説明いたします。昨年度、総合計画審議会の委員を務められました皆様方に対しまして、今度は実際に実施計画という中で掲載されている重点事業について、市民目線で、あるいはそれぞれの皆さんが活動しておられる分野の目線で、事業のあり方というものをご議論いただくということで、この度、私どもで一定の要件で事業をピックアップさせていただいた事業について、ご意見をいただくということにしております。よろしくをお願いします。

それでは、事業の説明に移らせていただきます。入る前に、資料の確認ですが、次第、座席表と「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討（最終報告案）」、二つ目のテーマの「妊産婦及び子ども医療費助成事業」。あとは前回10月30日に二つの事業を意見交換したものを、事務局で主なご意見ということでまとめさせていただいたものをつけております。またこれに対しては、後ほど、説明させていただきたいと思っております。資料は以上です。

では、早速、1つ目の意見交換の議題です。「地域コミュニティ協議会の運営体制の強化」ということで、事業の説明を所管課をお願いします。

（市民協働課）

市民協働課でございます。本日は、私を入れて5名でまいりました。よろしくお願いたします。

それでは、お題の「地域コミュニティ協議会の運営体制の強化」について、ご説明させていただきますが、進行管理調書の説明に入る前に、地域コミュニティ協議会について、ご存じの方もおられると思いますが、概略だけお話しさせていただきます。

この協議会ですが、平成19年、政令指定都市移行に伴いまして、新しいまちづくりの体制、

いわゆる分権型政令市の仕組みの一つとして結成された任意の組織で、現在、市内に98のコミュニティ協議会があります。活動エリアとしましては、概ね小学校区を基本としまして、自治会町内会を中心にPTAや老人クラブなど、さまざまな団体で構成されているのが、このコミュニティ協議会です。主な取組としましては、地域の絆づくりを深める活動や防犯パトロールや、防災訓練、地域の茶の間の運営など、地域課題の解決に向けた活動を行っていただいています。近年、放課後児童クラブ、いわゆる「ひまわりクラブ」という事業ですが、放課後児童クラブやふれあいスクールなどの子育て支援、あわせて高齢者を地域で支えるモデル事業、地域包括ケアといったものも含めて、行政業務を受託する団体も増えてきているところです。一部ではございますが、昨年度、事業部門をNPO法人化するなど、コミュニティ協議会にも新たな形が誕生してきているというところです。

それでは、進行管理調書でご説明させていただきます。まず、事業名です。再度、繰り返しのようになりますが、地域コミュニティ協議会の運営体制強化です。事業目的ですが、地域コミュニティ協議会の活動の活性化と認知度の向上が事業の目的です。コミュニティ協議会は結成から8年半が経過していますが、平成25年度の市政世論調査では、「聞いたことがある」も含めて、まだ認知度が約6割程度となっていて、コミュニティ協議会についての理解度が、まだ十分とは言えない状態です。また、財源も厳しく、会費などの自己財源を持たないコミュニティ協議会もありまして、事務局員を雇用できず、会長など役員の方々がボランティアで事務を行っているところもあるという状態です。これらのことから、事業概要に記載のとおりですが、コミュニティ協議会が自立できるよう、活動レベルに応じた支援を行い、広報活動や事務局員雇用に活用してもらうため、平成27年度に予算を大幅に拡充し、運営体制の強化を目指したところです。具体的には、一つのコミュニティ協議会あたり補助上限額をこれまで20万円から40万円だったものを50万円から70万円に拡充するとともに、さらに世帯数に応じて、20万円から60万円の規模加算を行うということで、結果としまして、1コミュニティ協議会あたり運営助成金を年間70万円から130万円と拡充したものです。

次に、事業実施の背景ですが、コミュニティ協議会代表者の方々などの地域の皆様とともに、新たな支援のあり方について議論していただくワークショップを平成25年に開催しています。そのワークショップの中でいただいた意見を基に、平成26年度に地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会を開催したところです。そこで、各区のコミュニティ協議会代表者の方や学識経験者の方々から意見交換していただき、報告書が出されました。本日、配付しました「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討（最終報告案）」がその検討委員会の報告書をまとめる際に使用した意見や施策などを分かりやすく一覧表にしたものになっています。この資料の上段に囲みがありますが、四つの点は、検討委員会での議論を踏まえた方針を記載しています。そのうちの三つ目、地域づくりの主体を地域コミュニティ協議会

が担うため、今後も支援のあり方について検討を続けていくべきである。四つ目、4年後に以下の施策についての評価・検証を行うべきであるということが意見として出されておりました、今後も評価、検証をきちんと行いながら、コミュニティ協議会支援の検討については、不断に行っていくというところです。下の表の左側ですが、1、2、3と番号を振っていますが、検討委員会やコミュニティ協議会からいただいた主な意見を項目別に記載し、その右側には具体的な施策を記載しています。平成27年度から実施すべきものを「短期」と表記し、3年以内に実施するのが望ましいものを「中期」と表記しています。今回、地域コミュニティ協議会の運営体制の強化の部分につきましては、「2 運営基盤の強化と活動の活性化」の「①運営体制を強化する」の補助制度の拡充（中期）となっているところと、あわせて「④持続可能な補助制度とする」の補助制度の見直し（短期）の二つが、今回、我々のこの事業にあたっている部分です。

それでは、進行管理調書に戻っていただきまして、2014年度までの実施状況についてご覧いただきたいと思っております。この補助制度につきましては、平成21年、22年では、全体で97コミュニティ協議会ある中で、88コミュニティ協議会がこの補助金を申請しています。平成23年から平成25年の3年間では、97コミュニティ協議会中90コミュニティ協議会が、この補助金を申請するという形で、補助制度の活用は増えてきているところです。なお、平成26年度は97コミュニティ協議会中96コミュニティ協議会が申請を行っており、本年、平成27年度執行ですが、今のところ全てのコミュニティ協議会が申請するという見込みになっているところです。

進行管理調書の事業の指標ですが、コミュニティ協議会の平均事業実施数については、実はもう平成26年度において既に13.8事業となっておりまして、事業数についても増加しているところでございました。それぞれ調書に基づいた説明は以上です。よろしくお願いたします。

（行政経営課長）

ただいま、「にいがた未来ビジョン」の第1次実施計画進行管理調書、こちらはあらかじめ送付した資料で、事業目的から事業概要、背景、これまでの取組というところを中心にご説明いただきました。なお、本日、お配りした追加資料において、あり方検討委員会での取組というところについても、ご説明をいただきました。アドバイザーの皆様からご意見、ご質問等、お願いたします。

（アドバイザー）

いつもこういうお話のときには思うのですけれども、新潟市は8区ありますが、中央区、東区、西区、江南区は、今は相当活動していますが、西蒲区や南区は、格差というと大げさですが、いろいろな面で差があると思います。今、ご説明いただいたものについて、区ごと

の統計といいますか、違いというものはお分かりになりますか。

（市民協働課）

具体的な数字は分かりませんが、コミュニティ協議会の活動については、格差というより特色が出ているのかという気がしています。例えば、西蒲区と中央区で同じ事業をやっているかという、そうではなく、だからといって、こちらの片方側の事業が停滞しているということではなくて、地域に合った活動を積極的にやっています。そういった活動内容による大きな格差というのは、実は、私もこの4月に来たばかりで、一生懸命、周りの職員に聞いていたところですが、そのようなことはあまり見受けられない。むしろ、地域や区によっての落ち込みというのではなくて、なかなか人がいなくて、活動が活発化していないようなコミュニティ協議会が都市部でも見られますし、周辺でも見られると。そういった状況でございまして、逆に特徴だったものを周辺部の方がまたやっておられるということもよく聞きますので、格差というものはそんなにないのではないかと思います。

（アドバイザー）

私は、周りの人にいろいろお聞きしたのですが、コミュニティ協議会がどういう活動をされているのかということをお覧では回ってくるのですが、今年、組長をやりましたので、ほとんど取らないで戻ってきてしまったりします。細かいことがいろいろ書かれていますけれども、新潟市では、コミュニティ協議会にどういうことを期待されているのでしょうか。事務局員の経費が4倍くらいに増えていると思うのですがけれども、一番にコミュニティ協議会に望むものはどういうことなのでしょう。

（市民協働課）

今、我々がとにかく地域の課題の解決ですとか、まちづくりといった部分で、行政だけでできない。行政だけでは効率が悪かったり、全然意見を聞かないで片方の方向にだけ走って行って、実際にやってみたら、全然ニーズがないじゃないかというようなことになりかねないということがありますので、そういったものをパートナーとして一緒にやっていただける。いろいろ地域課題の解決に向けて一緒に考えていってくださいというようなことをお願いする、本当のパートナーとしての役割というところをコミュニティ協議会に期待している部分です。

（アドバイザー）

いわゆる協働ということですね。

（市民協働課）

結果や成果も大事ですが、行政も入って、地域の方々と一緒に意見を交わしながら、こんなものうちには必要ないとか、もっとこうなったらいいとか、そういった部分を協働という形でやっていく過程も大事にしながら、成果も今まで行政が一方的押しつけたものではない

形のものを目指して、コミュニティ協議会を主たるパートナーとしての位置付けでやっているところですか。

（アドバイザー）

市と協働だとおっしゃっていましたが、コミュニティ協議会の会議には、行政の方も出られるのでしょうか。

（市民協働課）

コミュニティ協議会の全体の総会には呼ばれる場合もありますし、行政抜きでやる場所もありますし、逆にそれぞれのコミュニティ協議会のやり方によって、全然違いがありまして、絶えず行政を呼ぶところもあれば、呼ばないところもあるという形で、それは画一的にはしていません。

（アドバイザー）

補助金というのは、今のところどの団体にも同じように出ているのでしょうか。

（市民協働課）

基本は同じですが、ただ、規模加算といたしまして、世帯数の大きいところについては3段階で分けて、補助金の額が増額になっています。基本の部分は同じです。

（行政経営課長）

今、アドバイザーからご意見があった、回覧板の話ですが、割とそれぞれの世帯が取ってくださいというものが減らずに組長のところに戻ってくると。それは活動報告みたいなものですか。

（アドバイザー）

そうです。確か予算報告や四つほどある部会の名簿ですとか、広報紙みたいなものです。私は西区なのですが、他の地域の皆さんのところも回っているのでしょうか。

（行政経営課長）

広報紙は大体作っているケースが多いと思います。

（アドバイザー）

私たち一般の市民が、コミュニティ協議会の活動を知るために、広報紙の他にも何かありますか。

（市民協働課）

コミュニティ協議会ごとに広報紙が作られているので、住民の皆さんにお伝えする手段としては、それが基本かと思います。

（アドバイザー）

市民に活動実態が分かりづらいのですが。

（市民協働課）

この場でこんなこと言っていていいか分かりませんが、私もこの4月にこの課に来るまで、自分のところのコミュニティ協議会の名前も分からなかったくらいです。正直言って、なかなか分かり難いですし、今のコミュニティ協議会にとっても、認知度が低い、周知が低いということが大きな課題です。だから今度は、なり手、担い手という部分で不足してきたり、役員が高齢化してくる中で、認知度が低いということが、大きい課題になっているということでは言われておまして、そういうことも含めて、我々、広報紙の作成費用なども含めて、今回、補助金の額をアップしたところですが、認知度のアップに向けた取組というのは、これからも一緒になって考えていかなければいけないというところは、課題として同じように認識しています。

（アドバイザー）

事務局員を持たれているところはいくつくらいあるのでしょうか。

（市民協働課）

実は、事務局員用の予算としてお使いくださいというものが、平成27年度の予算から増額している部分がございます。

（アドバイザー）

まだこれからのですね。

（市民協働課）

はい、平成27年度が終わるときに、確認はしていきたいとは思っているのですが、事務局員用にこの予算は使われているかどうか、まだ今の時点では把握はできておりません。

（アドバイザー）

会計報告みたいなものは、年度が終わると、市に提出されるわけですね。

（アドバイザー）

私たちは社会福祉協議会という立場でいろいろな地域に入らせてもらうのですが、今年度、確かにお金がかなりたくさんもらえるようになったということで、コミュニティ協議会の役員ともよくお話しする機会があるものですからお聞きするのですが、喜んでいらっしゃるコミュニティ協議会と、もらえるものはもらいたいけれども、なかなか使いづらいとか、困っていらっしゃるコミュニティ協議会もあるという感じを受けています。

先ほどおっしゃったように、人材とか、使いこなせるだけの事務局体制ですとか、お金をどのように配置して、どの事業にどうしていくということを差配できるような人材育成が足りないのではないかということで、そういう人がいないコミュニティ協議会は使いあぐねているとか、そういう側面もすごく多くあるなと感じています。施策でいうところの運営体制の強化にあたるということでしたが、人材育成とか、そちらのほうの支援と絡めていくような形は取れないものなのかと。もうやられているのかもしれないのですけれど

も、お聞かせいただきたいと思いました。

（市民協働課）

とにかく人材不足はどうしても大きい問題なのですが、集まってきてくださいとお願いするにしても、「コミュニティ協議会って何ですか」と、そこに立ち返る部分は大きくて、それが負のスパイラルで全然活性化しないという部分があります。ですので、我々、人材を集めるにあたって、まずコミュニティ協議会は何をやっている、地域でどういったことに汗を流して下さっているのかというあたりを知っていただくということが、一つ大事だと思っています。あわせて具体的に人材といったときに、どこをと考えると、逆にいうと若者。大学生であれば一番いいのだと思うのですけれども、そういった若い人たちに興味を持ってもらうというあたりをしていかなければいけないと考えています。来年度、できるかどうか分からないですが、我々の中で、例えば、各大学生と地域の方々が何か一つ問題に対してワークショップを行うような場を行政が設定して、実際に動いてくださるのは、地域の方であったり、若手の方だったりするのでしょうか、行政の役割というのは、逆にコミュニティ協議会とコミュニティ協議会ですとか、コミュニティ協議会とNPO、もしくはコミュニティ協議会と若手の大学生といった方々のアタッチメントというのでしょうか、つなぐ役割、そういうところのコーディネートを行政がしていくのかなと。お金を用意して、「さあ、やってください」だけではなくて、そこにプラスアルファ、そういった仲介機能みたいなものを我々が市役所という看板を使ってやっていくべきなのかなというところで、来年度、いくつか、できるかどうか分かりませんが、そういったつなぎ役をしようというところで、人材育成につなげられればと考えているところです。

（アドバイザー）

ありがとうございました。結構限界集落に近いようなところばかりのコミュニティ協議会もありますので、おっしゃるように役員の高齢化などは課題だとは思いますが。結局、コミュニティ協議会は地域のことを地域で解決したいという、地域に住んでいる方々の思いが大事だと思うので、よそから来た若者をうまく活用する側の思いを引き出して、支援していくというものを横からやったり、後ろからやったりということを行政の方とか、私どもみたいな団体がやっていかなければいけないと思うので、もう少しそこを手厚く、いろいろな方法で検討されるといいのかと、日々感じていました。ありがとうございました。

（市民協働課）

ありがとうございます。来年、そういったことの取っ掛かりをやればと考えているので、もしでしたら各地区社会福祉協議会のところでアイデアを出しているのでしょうか。逆に一緒に何とか汗をかいてもらえませんかとお申ししいくかもしれないですが、よろしくお願ひします。

（アドバイザー）

私も白根の青年会議所に所属しているのですが、青年会議所という団体も何している団体なのだとよく言われます。何をしていると言われると、なかなか説明しづらいのですけれども、地域の諸課題を見つけて、課題解決であったり、より良い住みやすいふるさとづくりをしますとあって、一応、綱領があったり、会社でいうと社是ですかね、社訓とか、そういったものが一応あって、そのとおりにできるだけ公益事業をやっています。ですので、一応、うちは法人格も取得して、一般社団法人ですし、監督官庁も県庁へ毎年、やったりするのですが、先ほど、NPOというお話がありましたけれども、コミュニティ協議会も一つの団体。いろいろな所属の方々が集まって、地域課題を解決するという団体であれば、それくらいというか、目的をはっきりとして社是、綱領として、コミュニティ協議会はこのために活動していますというものを、それぞれの団体ごとに98の綱領があってもいいので作ってはどうか。なるべくなら公的にも認められるような法人格取得も考えてもいいですが、法人格を取る、取らないは別として、そういうものを考えてもいいと思います。あとは成り立ちが分からないのですが、98か所が全て、それぞれにこういう組織を作りたいという考えがあって始まったのではないと思います。市の方がこういう形はいかがですかということで始まったりしていると思うのですが、そういう始まり方をして、七、八年たって、自主自立と言われても、人から言われて立ち上げた組織なので、私たち自らという意識が少し低いのはどうしようもない、当たり前の話なので、もしでしたら、改めて、98か所が、それぞれ目的が違ってもいいと思うので、綱領とか、自分たちが存在する理由みたいなものを考えていただいて、出発当初とは少し違うかもしれないですけども、そういった意味を持たせないと、いくら補助金を出しても、やれやれと言っても、目的、目標がなければ迷走するし、何をしてもいい分からない。行政からは、それは違いますとを言われて、権限と義務はセットで渡す、財源と義務をセットで渡すとか、どちらか一方だけあげるとするのはよろしくないと思います。

人材が一番大事だと思います。活動している皆さんは、多分お勤めで、日中はそれぞれ自分の本業があって、朝から夜7時、8時くらいまでは別の仕事をしていて、でも地域のことを考えて、効果的な何か事業立案と実行している。我々青年会議所も、月に1回は何かやりますが、それでも月4回は会議をし、リハーサルも行い、なかなか時間も取れないなかで、かなり低い金額ですけども、やっとの思いで事務所に事務職員を1人置いています。また、非営利団体なので、財源もそれほど潤沢にあるわけではないので、そういった切ない運営状態をサポートするような何か、人材や財源もそうですけれども、やはり自主性というのであれば、目的、綱領とか、存在意義からもう一度、見直したほうが、急がば回れで早いのではないかという気がします。

（市民協働課）



規約はあるのですが、今、アドバイザーがおっしゃったようなもの、例えば、年度ごとに目標が変わっていてもいいと思うのですけれども、確かにそういったものを決めていただくというのは、一つの案としていいのかなという気はしています。コミュニティ協議会によっては、既に完全に自主自立して、それこそ、先ほどの説明の中でも申し上げましたように、NPO法人は一部分を立ち上げて、積極的に動いているところもありますので、そういったところも含めて、進んでいるところの例を、さらにいろいろなコミュニティ協議会にお伝えしながら、一つの参考、目標としてやっていただければということも、いいなと考えています。現在は、活動事例集などを作って、毎年、配付はしています。

（アドバイザー）

既に法人化されているところもあるのですか。

（市民協働課）

市役所からひまわりクラブの指定管理を受けられるような法人として、木戸コミュニティ協議会がNPO法人化して、実際に運営しています。

（アドバイザー）

力のあるコミュニティ協議会が、徐々にそういう取組なども初めていて、政令市に移行して10年近く経って、そういうところも出始めているということですね。

（市民協働課）

出始めてきています。逆にそれがすごく地域の方にもいいというか、例えば、一人親、母子家庭のお母さんが、今まではお子さんをひまわりクラブに預けていただけて、受けていた団体と自分とのやりとりだけでしかなかったのですが、地域の方が放課後児童クラブをやってくれたおかげで、地域の方の顔や名前が覚えられるようになったと。ちょっとした相談もできるようになってきましたということで、地域の方がやっていただくことでのメリットが、こうやって少しずつでも新しいことを始めると、当然、デメリットもあるのだと思いますが、やはりいい形のものが見えてきているので、そういう形をさらに広げていければと思っています。

（アドバイザー）

私の小学校区のコミュニティ協議会も大変活発ではあるのですが、やはりコミュニティ協議会の役員会の中で決まっているというところが多くあります。例えば、いろいろな部会があります。いろいろな団体があります。そして、コミュニティ協議会になっています。いろいろな各団体が自立しているところはいいのですが、例えば、自立していない団体はコミュニティ協議会の予算を借りて、コミュニティ協議会の役員会でも、そういう団体に予算をつけたり、活発にやっている団体だけにつけたりと、そういった形がありました。そこでお金が要るのであれば、そこは出してあげるよと。それはそれでよかったのですが、今度、コミ

ユニティ協議会独自で何かやるというときに、コミュニティ協議会主催としての事業がやりたいと。そうでないとお金が出ないという話もあり、コミュニティ協議会の中の団体にお金を渡すのでなく、コミュニティ協議会主催の行事でないと20万円、40万円ですか。いただけないというお話もあり、結局、いただいていた団体はいただけなくなりました。そしてコミュニティ協議会独自で行事があったのですが、みんなでやろうということでやりましたが、自治会で手伝ってくれる方を一生懸命呼びかけても、22自治会の中でたった2人といい、とても残念な状況でした。そうすると、地域のお年寄りが一生懸命勧誘にまわって、あなたのところから誰か来てくれないかとか、そういう状況を見ても、やはりどうなのかなというところがありました。がんばっているコミュニティ協議会であっても、補助金は世帯数ということで一律とならざるを得ないと思いますが、やはり不平等さがないのもいいのですが、例えば、それをがんばっているコミュニティ協議会、活力があるコミュニティ協議会イコール予算をいっぱい申請するというのではなく、先ほどの委員のお話にもあったのですが、コミュニティ協議会の質とといいますか、環境とといいますか、地域性とといいますか、それは一律にコミュニティ協議会だからと一括りにできないと思うのです。なので、先ほどの委員もおっしゃった、この区は、これに力を入れています。例えば、安全防犯面に力を入れています。私たちは、イベントに力を入れています。私たちコミュニティ協議会は子どもスクールに力を入れています。子育てに力を入れています。そういう各区の特色があるように、各区のコミュニティ協議会のスローガンとといいますか、公表とといいますか、そういうものがあると、たくさんある中で選べとか、こんなコミュニティ協議会を目標にしなさいではなく、私たちのニーズはここにありますが、コミュニティ協議会としては、ここをがんばっています、この団体と連携してここをがんばっています、というような、それぞれの会長の気持ちにしてくれるような何かがあるといいと、皆様のお話を伺って思いました。コミュニティ協議会としての行事をやらなければいけないというのも大変なのかと。何かやることはいいと思うのです。連携しているのもいいのですが、ただ、そうするとコミュニティ協議会の役員、それこそ10人くらいの役員だけがやっているようなことになり、とても気の毒だなと見ておりました。そこで、もちろん何か手伝えないかということで、お手伝いはさせていただきますが、予算の関係で、実はもうお手伝いが集まったから、もういいとか、そういうこともあったりして、なかなかうまくいかないという状況を感じました。

（行政経営課長）

地域にもよるのかもしれませんが、地域教育コーディネーターとコミュニティ協議会は割と一体感があるような印象を受けていました。そういった情報交換はあるものですか。

（アドバイザー）

さまざまと思いますが、私どもは、まずコミュニティ協議会の総会や情報交換会、あとは

イベントです。コミュニティ協議会主催のいろいろな団体の実行委員会ではなく、コミュニティ協議会主催の行事というのが、コミュニティ協議会がやり、そこにどんと予算がいきます。予算が欲しいという団体にはいかず、コミュニティ協議会主催の事業にいきます。そのあたり、この小学校のコミュニティ協議会が申請した場合は、どこが使うのかという報告は、申請の段階では、あるのでしょうか。こういうものに使いたいからということで申請するのでしょうか。

（市民協働課）

申請や具体的な手続きは、各区の地域課でやっていますから、我々の最後の事業報告という形ではありますけれども、どういうやり取りをしているのかというところまでは、把握しておりません。

地域活動補助金という補助金があります。今、お話の餅つき大会みたいなものにご利用いただけるのですが、そういったものはコミュニティ協議会でなくても、例えば、自治会の申請などでも、補助事業を受けられます。西区でどういうやり取りがあったか承知してないのですが。

（アドバイザー）

段階がありました。やはり子育てが一番。

（市民協働課）

補助率ですか。10分の10出るとか、2分の1しか出ないとか。

（アドバイザー）

はい。その区切りもどうなのかと思ったのですが、そのコミュニティ協議会の考え方というか、例えば、私たちの区は、先ほど、申し上げたとおり、ここに力を入れたいからこうだと、候補も含めて。そういうコミュニティ協議会の特色みたいなものがあると、分かりやすいし、こんなところをがんばっているのだと。今年はこれをやるというほうが分かりやすいのではないかと感じています。

（市民協働課）

地域活動補助金なのですが、2分の1の補助事業であっても、今、まさにおっしゃったように、うちのコミュニティ協議会はこれが一押しなのだという、一押し事業を一つだけなのですけれども、うちこれが目玉なんだ、これが一番力を入れたいんだというものについては、10分の10補助するという制度も今年度から、併せてやらせていただきましたで、またご相談いただければと思います。

（アドバイザー）

では、各団体の一押しの方に。

（市民協働課）

ただ、一コミュニティ協議会で一つです。

コミュニティ協議会の中で、やはり一つの例えば、今年度の目標はこれというのは、いいのだと思うのですけれども、別に反対ではないのですが、逆にそれを決めようとする、なかなか合意形成も大変なのかなという気はします。子育てだけではなくて、お年寄りの方もいて。そして、いろいろな方々が集まっている団体。東青山だと、青山イオンという民間の企業までコミュニティ協議会の構成員になっておりますので、そういったところでなかなか合意形成するのは難しいかという気がします。ただ、やはり年度当初の目標というものがあるとまっすぐいく方向は見えますよね。今、非常にいいお話を聞いたなと思っています。

（アドバイザー）

最初は地域交流、次は、子育て支援、今年は安全見守り、防災に力を入れていきます。開けてみると分かるというところはあるのですけれども、やはりいろいろな方に聞かれることも多いので、東青山小学校って、こんなところがすごいとお話できるように、安全、防災も学校と地域と一緒にやっていますし、やはりそういったところで成熟してきているのかなというものをとても感じております。

（行政経営課長）

ありがとうございました。他のアドバイザーの皆様で、ご意見、ご質問等はいかがでしょう。

（アドバイザー）

特に質問はないのですが、知らなかったことが多かったなと思います。今も子育て支援という話がありましたが、コミュニティ協議会にそういった子育て支援の何かがあったということも、今、知ったような状況です。知る手段としては、回覧板しか、実はなかったのですが、これは自分の意識の低さだと思います。ですので、こんなことを言っているのだなと、ばらばらとめくっていたのですけれども、やはり子育て支援をしている側としては、もっとしっかり勉強しなければいけないのだなということを強く感じました。

ここに書いてある事業概要の中に、広報や事務局員を雇用できるようにと書いてあるのですけれども、やはり高齢であったり、また助成金を受けることによって、書かなくてはいけない書類もたくさんあるのだと思うのです。それをやれる人だけでは、限りがあったり、大変な思いを見ていると、どうしても自分がやろうとは思わないと思います。ですので、しっかりとした雇用、固定の支払ができるというのが理想的なのだと思います。小学校のお母さんや、また中学校の保護者は、どうしてもやりたくても、部活の送り迎えだとか、いろいろなことで休日も忙しかったりという話も聞きますので、やれる人材が少ない中での期待されることがとても大きくなっているような状況ですので、やはり雇用の部分というものをぜひ強化していただいて、先ほども、うなづくことがとても多かったのですが、それぞれの個性

というものがありますので、秋葉区には秋葉区のものというところで、資源ですとか、そういったものを活かしながらやっていけたらいいのだろうと感じました。

（市民協働課）

とにかくまだまだ一緒にやってやらせてもらわなければいけない部分が多いというのは、絶えず思っていますので、逆に教えてもらうことばかりなのですけれども、その中で何か一つ一つ積み上げていければと思っています。

（アドバイザー）

私は今、思ったのですけれども、さまざまな 98 のコミュニティ協議会があるという話でしたよね。特徴みたいなもの、今年はどういうものをやりますよというのを、市報でお知らせする形はいかがでしょうか。

（市民協働課）

98 のコミュニティ協議会が、今年はどういう方向性を持ってやりますよということですね。

（アドバイザー）

こんなことに力を入れていますということが分かると、私も含めてですけれども、一般の市民が興味を持ってくれるかと思います。

（市民協働課）

一つの方向、一つの案なのだと思うのですが、先ほども少しお話ししているのですけれども、コミュニティ協議会に行政として、例えば、平成 28 年度の取組目標を決めてくださいという、それこそ行政からのやらされ感的なところがあるので、やり方の工夫が必要です。

（アドバイザー）

そういうことではなくて、今年はどういったことを目標にしていますかと、PR しませんか、みたいな形でやってはいかがでしょうか。

（市民協働課）

連載みたいなもので、うちのコミュニティ協議会はこんなことをやっていますみたいなことでしょうか。

（アドバイザー）

そうですね。何か親しんでもらおうということも大事ではないかと。まちづくりがメインになっているということですので、自治会長やそういう方がコミュニティ協議会に関わっていくというイメージがすごくあるので、とても役員の構成などを見ても、結構高齢化もされているでしょうし、何か遠いところにある組織という感じがします。

それと、私は新潟女性会議というところにいますので、よく女性の比率はどうですかということで、協議会に関わる女性の比率もぜひ上げていただきたいと、これはお願いです。よろしく願います。まだその辺は把握されていないのですよね。

（市民協働課）

あくまで任意の組織なものですから。

（アドバイザー）

数字的にも分からないですか。

（市民協働課）

どれくらい女性がいらっしゃるかというデータは、私どもは扱っていません。感覚的には、男性で、しかもご高齢の方が多いただろうということは間違いないと思います。

（アドバイザー）

やはり若い人とか、女性とかに関わっていただけるという工夫もしていただけたらと思います。

（市民協働課）

P T Aなど一緒にやられていれば、お母さん、いわゆる女性の方が多く入られているという事例はあるのでしょうか。

（アドバイザー）

今ほどの委員のお話もよく分かりまして、目標を掲げてくださとか、特色を出して下さいではなく、例えば、各区の広報紙には、必ず「こういう行事がありました」とか、「ここに今年は予算をつけました」とか、そういうものがあるので、それをまとめて、行政でご紹介してあげるとか、コミュニティ協議会インタビューでもいいと思いますし、そういった内容でいかがかと思いました。

（行政経営課長）

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等ある方はいらっしゃいませんか。

（アドバイザー）

一つだけどうしても、私の立場から。具体的に、平成 29 年度から、新潟市の場合には、高齢者の予防給付が法律で決まりました。通所介護と訪問介護については、介護費から外すということで決まっているわけですが、それを平成 29 年度中までに全部、地域支援事業に移すということで決まっています。新潟市は、平成 29 年度から始めるということで聞いていますが、先ほど、例がありましたように、放課後児童クラブを N P O が立ち上げて、受託できるというようなところ。そういう N P O までを考えて、そういうことを地域で、あるいはもっと具体的に言うと、まさにコミュニティ協議会ですが、コミュニティ協議会がそういうことを担っていかなければ、予防給付、介護保険から外れた高齢者を支えていくというのは、なかなか難しいのだろうという感じを持っています。そういうところも、これからまた視野に入れながら、コミュニティ協議会を育てるという視点を持っていただければ、よりいいのか

などと思います。

（市民協働課）

実は、地域包括ケアの関係で、既に今、九つのコミュニティ協議会がモデル事業として、包括ケアの事業的なものに、取り組んでくださっているところがあります。部署は違いますが、都市部でその検証をしながら、より広めていただくには、どんなやり方がいいのか検証しながら、今、取り組んでいます。実際、コミュニティ協議会としてひまわりクラブや、ふれあいスクールとか、地域包括ですとか、そういったところに手を広げてくださっているコミュニティ協議会もあるというのは事実です。

（アドバイザー）

青年会議所という団体も県内に 22 あって、日本国内にも 700 くらいあるのですが、同じ綱領で、目指す姿を綱領として掲げてやっているのですが、それぞれの組織の長が、その年のスローガンを決めて、特色を出してやっています。同じルールブックではないですが、目指すべき姿を共用はしているのですが、その一組織の長が毎年、スローガンを決めて、特色を出す。世界的な組織もあるのですが、世界共通の綱領も持っています。国際 J C I 綱領（クリード）というのがあるのですが、それもやはり各国で特徴があります。やはり国の情勢も違いますので。最初は綱領までいなくても、スローガ的なものでも、何かのアピールになるのではないかと思いますし、南区の地域課長から、今、コミュニティ協議会と協働で何か事業がやれないかというお誘いをいただいています、何か白根青年会議所とどこか、南区は 12 のコミュニティ協議会があるのですが、その中からお互い合いそうなところと協働で、来年から、簡単なものからやってみませんかなどというお話もいただいています。そうなってくると、他の組織と絡めば、コミュニティ協議会自体の年齢層などは、多少、あるのでしょうけれども、また平均年齢が違ってきますし、そういったやり方も、こちらもお声がけいただくのはうれしいですし、協働という意味で、そういうものをもっと推進していったらいいのではないかと思います。

（行政経営課長）

貴重なご意見ということでもいいですか。そのほかに何か、ご意見、ご質問等はいかがでしょう。

（アドバイザー）

私も P T A の団体の会長なので、コミュニティ協議会は P T A も必ず、大体、小学校から入っています。私も地元では、最初から入って、子どもに関係する部長をやっていましたけれども、今、話を聞いている中で、各コミュニティ協議会の会長、執行部は高年齢化しているというところと、結構比例しているところがあって、いろいろな事業が降りてくる。予算も下りてくるのでしょうけれども、先ほど、委員が言われたように、いっぱいいっぱいにな

っている。また、先ほど言ったひまわりクラブをコミュニティ協議会で受けている木戸の話のときも、私は別な委員としてその場にいたのですが、コミュニティ協議会として受けるのではなくて、NPOに整理してくれという要望はしたのです。やはりコミュニティ協議会ですと、責任の所在が会長個人にいくので、預ける側も、また預かる側も大変だろうということで、もしやるのであれば、NPOにして、責任の所在をはっきりとすると。最終的な責任は、新潟市や社会福祉協議会というように説明していましたが、事業の主体が代わるので、その辺のところはしっかりとしてもらいたいという話はしていました。最終的にNPOにした形で、多分、受けているのではないかと思います。そういった流れにしていこうと思っても、なかなかNPOにして子どもを預かるということは、自分は地元のコミュニティ協議会の執行部の方に話を聞いたら、手いっぱいなかなか難しいという部分もあるし、いい部分もあるけれども、また大変な部分もあります。先ほどから言うことと同じようなことになるのですが、PTAとしては、必ず各学校の会長がコミュニティ協議会の何かしらの役に入って、一生懸命会議や、いろいろな事業主体に関わって動いているという部分は分かるので、そこと会長との年齢ギャップが孫くらい、子どもくらい違うことがあるので、その辺の認識をいかに変えていくか。先ほど言った、地域の方への認知度という部分でいうと、コミュニティ協議会の会長、副会長が、どのように決められているかということも、多分、地域の方は分からないのです。会長が誰かというところも分からない部分があるので、行政では、コミュニティ協議会の会長に了解を取ればOKというような認識を持たれていますが、地域としては、果たしてそれが地域内でコンセンサスを得られているかという、今、言ったように認知度が低い分、会長個人の意見か、また三役だけの意見という部分になりかねません。その辺のかい離が、地域住民とコミュニティ協議会との中での離れている一つかというところですので、もし、これから行政で地域に関わる大事なことを決めたりする場合、例えば我々の地域でいうと学校の統廃合による跡地問題などの場合に、コミュニティ協議会の会長と話されるのですが、そこから下は、多分、皆分からないまま決まっている部分が結構ありますので注意が必要です。だからと言って広めて、要望書を出して、説明会がありますから来てくださいと言っても、いきなり説明会に呼ばれても分からないので、そういうところの情報交換の部分をもっと広くいくと、コミュニティ協議会を窓口に、こういうことをしているのだということが分かっていいと、今までの経験上、感じています。

（行政経営課長）

ありがとうございます。所管課から何かコメント等がありますでしょうか。

（市民協働課）

大分いくつかキーワードといいますか、アイデアをいただきましたので、どこまでそれを組み合わせて、できるかということは、我々、やっていかなければいけないと思います。正



直言って、極端に認知度が上がったり、中身がよくなるということはないので、ただ積み重ねながら、いい方向に向かって行くようにと思っています。ありがとうございました。

（行政経営課長）

ご意見は、事務局で整理してご確認いただきます。市民協働課とのやり取りは、本日のみになりますので、どうしても聞いておきたい、言っておきたいということがあれば、お願いします。

（アドバイザー）

後でもいいのですが、NPOを立ち上げたコミュニティ協議会の方について、普通の自分の仕事をされていて、仕事を辞められて、コミュニティ協議会の構成員で、NPOを立ち上げて受託するというのは、どういった人がどういったことをするとそうなるのかなど。後でいいので、もし何かの情報があれば参考に教えてください。

（市民協働課）

実際に中心になっている人たちは、コミュニティ協議会の役員の方たちなので、もうご高齢で仕事をされていない方々ですが、その方たちを中心に手続きとか、設立の準備をしました。

（アドバイザー）

そのままNPOの役員に就任しているということですか。

（市民協働課）

そうです。ひまわりクラブに関係する方たちが役員で就任していて、コミュニティ協議会の事務の方々、そういった方も一部、NPOの役員になっています。

（アドバイザー）

それでスタッフを雇っているのですか。

（市民協働課）

そうです。地域の方を中心にお願いしているのですけれども。

（行政経営課長）

時間もございますので、以上で第1回目の項目については、これで終了となります。10分間、休憩させていただいて、2時40分から次のテーマの「妊産婦及び子ども医療費助成事業」の意見交換をお願いしたいと思います。それでは、2時40分まで休憩ということでお願いいたします。

（休 憩）

（行政経営課長）

それでは、本日、二つ目の議題、「妊産婦及びこども医療費助成事業」ということです。資料については、本日の配付資料とあわせて、事前にお送りしております、「にいがた未来ビジョン」の第1次実施計画進行管理調書などを基に聞いていただきます。では、所管課、こども未来課から事業の説明をお願いします。

（こども未来課）

私から説明させていただきます。私、こども未来課の小沢と申します。よろしく申し上げます。私の隣におりますのが、妊産婦及びこども医療費助成事業の直接の担当をしております、係長の渡辺です。よろしくお願いいたします。

お手元のこちらのカラー刷りの資料で説明させていただきます。

資料の1番目、事業の目的でございますが、まずこども医療費助成事業につきましては、総合計画の中では、「都市像Ⅰ 安心協働都市、子どもを安心して産み育てられるまち」に位置付けられ、妊娠、出産、子育ての一貫した支援の施策の一つとして、保育園、放課後児童クラブの待機児童ゼロの維持や時間外、病児などの多様な保育サービスの充実と並び本市の子ども・子育て支援施策の重点事業として、これまでも、こども医療費助成事業につきましては、対象年齢の拡大など、制度の拡充を図ってきたところです。はじめに1の事業の目的ですが、これは医療費の一部を助成することによりまして、子育て世帯の経済事情にかかわらず、早期に医療機関に受診していただくなど、子育て世帯の保健と福祉の向上を図るとともに、経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して産み育てることができる環境を整備することが事業の目的です。

次に、2番目の助成対象者です。助成対象は2種類ございまして、まず（1）妊産婦の方につきましては、所得税非課税世帯ということで、所得制限を設けています。一方の（2）の子どもにつきましては、所得制限はなく、対象年齢については、この9月からも拡大を図っています。多子世帯（高校3年生までの子どもが3人以上いる世帯）以外の世帯、子どもが2人以内の世帯につきましては、入院は中3から高3まで拡充しています。通院は、小学3年生から小学6年生まで拡大しています。それから、多子世帯につきましては、平成25年9月から、その世帯にいるすべてのお子様について、入院、通院ともに高校3年生まで拡充を図ってきたところです。

3番目の助成の仕組みですけれども、この表にありますとおり、現在、保険診療において、自己負担額は、未就学、学校に上がらないお子様は2割負担となっております。保険診療で2割。そして、小学生以上は大人と同じ3割負担となっておりまして、これらの本来、患者さんが支払う自己負担額から一部負担金を除いた額について、市が負担をしているということです。その一部負担金につきましては、入院は1日1,200円、通院が1回かかるごとに530円。それから、調剤については負担なしということで、全額助成という形になっております。です

ので、例えば、通院で風邪を引きましたということであれば、一回 530 円を医療機関の窓口で支払っていただければ、ほかの手続きは一切なしと。基本、そういった手続きの方法になっています。それが 4 番目の助成の受け方です。

続きまして、裏側です。これまでの実績ですが、一番上の平成 20 年度、決算ですけれども、受給者約 6 万人、助成件数が 70 万 3,000 件。決算額については、11 億 3,000 万円。これが平成 26 年度には、医療費の高騰、それから制度拡充を図ってまいりました経緯から、毎年、支給額は増加の一途をたどっておりまして、平成 26 年度では、受給者は 10 万 1,000 人と 4 万人増加しています。助成件数につきましては、111 万 8,000 件。決算額約 17 億円。これくらいのレベルまでできています。中ほどの受診率につきましては、インフルエンザなど、その年々によって、感染症の流行に左右されておりまして、その年によって変動があるという形になっています。今後、もし医療費助成の拡充を図るにはということでは、大体、1 学年、今、小学校 6 年生ですけれども、これを中学校 1 年生まで上げましょうということになりますと、大体、年 8,000 万円くらいの予算が、それぞれ増えていくと。ですので、今、小学校 6 年生ですけれども、次は中学校 3 年生まで上げようかということになれば、年間 2 億 4,000 万円くらいの予算が必要になるという形になっています。

終わりに、6 番目、制度改正の経緯ですが、そもそも子ども医療費助成につきましては、昭和 48 年に乳児医療費助成として、県制度として創設してきました。乳児ですので、当初はゼロ歳児だけが助成対象だったと。大体、それが 23 年間くらい続きまして、平成 8 年度に乳児から幼児ということで、2 歳児までが助成対象となりました。子ども医療費助成につきましては、平成 10 年代から数々の拡充を図ってきておりまして、平成 13 年度に入院を小学校未就学前まで、通院を 3 歳まで拡大しています。その後、拡充を図りまして、先ほど、申し上げましたとおり、現在では一般世帯については、入院が高校 3 年生まで、通院が小学 6 年生まで拡大してきています。

子ども医療費助成についての全国的な傾向ですけれども、ほとんど全国の自治体で実施されています。この制度につきましては、基礎的な自治体である市町村が半分競い合うような形で、制度の拡充を図っていますけれども、ただ、やはり各市町村での制度になっているものですから、同じ新潟県内でも、それぞれ市町村が変わりますと、例えば、対象年齢が違ったりとか、そういった助成制度になっています。すごいところでは、多子世帯、一般世帯関係なく、入通院とも高校 3 年生までフルカバーしているというような自治体もありますけれども、政令市ですと、都市規模が大きくなるにしたがって、財政負担が大きくなるというような問題を抱えてございまして、政令市自体は、ほかの市町村に比べると、幾分レベルが低いというような形になっています。そういったこともあり、私どもとしましては、こういった全市町村で取り組まれていることから、本来、国が医療保険制度の中で実施すべきであるという

ところ。それから、県内でも制度の差異があるというような実態を踏まえたと、やはり国、県で、制度設計をしっかりとすべきではないかというようなことで、毎年の予算要望の際には、国に対して、県に対して要望活動をしています。

一方で、先ほど、1学年の拡充を図るには何億必要になるというような話もさせていただきましたけれども、本市においても、さらなる充実、拡充について検討しておりますけれども、何と言ってもやはり財源確保が一番の大きな課題となっています。そうしたことから、今後の国や県の動向も見ながら、こども医療費助成だけではなく、保育料の軽減ですとか、総合的に子育て支援のあり方を検討する中で、本事業の拡充についても考えていきたいと考えています。

（行政経営課長）

ありがとうございました。ただいま、妊産婦及びこども医療費助成事業についての説明をしていただきました。この「にいがた未来ビジョン」第1次実施計画の進行管理調書の部分からすると、事業目的のところは妊産婦及びゼロ歳から高校卒業までの子どもとその親が対象ということで、事業概要のところは妊産婦及びゼロ歳から高等学校卒業までの子どもが、病気やけがをしたときの通院及び入院医療費の一部を助成するということです。子育て世帯の経済的負担の軽減を図るということで、支援の充実を図っていくという説明をしていただきました。あと、本来は国、県で制度設計すべきではないかというような、市としての考え方なども説明しところです。こちらの事業について、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

（アドバイザー）

今、説明をお聞きして、新潟市は全国の中でもがんばっておられると敬意を表します。私は産婦人科医で、開業して28年です。その頃と比べたら、助成金額は格段の差がありますし、10年前と比べても、かなり大幅な助成が行われてきています。実際、私の職場の中にも、3人、4人、子どもを持つ人が増えてきたように感じます。28年も開業していると、そのころ生まれた子どもが、今、お産をしている状況です。そのおばあちゃんが来て、「昔と比べてどうですか」という話をするのですが、「全く夢のような世界です」とおっしゃっているので、確実に市の努力が報われてきたのではないかと考えています。今、説明があったように、市レベルでやるべき事業ではなくて、県や国がもう少し助成金を出してくれることが大事だと感じています。

（行政経営課長）

ありがとうございました。所管課から、何かコメントはありますか。

（こども未来課）

お褒めの言葉をいただいたということで、大変ありがたく思います。さらなる拡充については、先ほども説明させていただきましたとおり、我々、これで決して終わったとは思って

おりませんので、拡充方法について、これまでどおり、市の単独で負担していくのがいいのか、あるいは国や県からもある程度、負担していただいて、それも含めて拡充していくほうがいいのかというところで、引き続き、検討させていただいて、さらなる上を目指していきたいと思います。ありがとうございます。

（アドバイザー）

事業背景の中にもありますように、アンケートでも、必ず支援が必要なのは経済面です。今までも医療費に関することも、お母さんたちにとっては非常に負担だというようなこともありました。ですので、このように今回、大幅に変わったということは、とても歓迎すべきことですし、とても喜ばしいことだと思っています。

一方で、特例があるかどうかをお聞きしたかったのですが、経済的に厳しいとか、生活保護を受けている方など、なかなか医療を受けなくてはいけないのだけれども、我慢をさせるというようなことがあってはならないと思っています。そういった方には、何か別な支援があるものなのでしょうか。

（こども未来課）

生活保護世帯につきましては、生活保護でフルカバーされておりますので、医者にかかりたくてもかかれぬという状況はないと思います。

（アドバイザー）

単に生活がきびしいとか、所得がというような場合については、なかなか分からないということでしょうか。

（こども未来課）

ご存じのとおり、通院の場合、窓口で530円といったところで、ほぼワンコインで診療できるというところから、生活保護の他に、一部、生活困窮の層の方もおられるのでしょけれども、それにしても530円であれば、ご負担していただける範囲なのではと思っています。

（アドバイザー）

今ほど、話を聞いて、大変がんばっているというか、ありがたいことなのですが、毎回、先ほど言った、通院については小学校6年生までということで、やはり私たちPTAだと小中なので、中学校の親からの要望としては、やはり義務教育の中学3年生卒業までは通院を何とかしてほしいという声があります。入院するまでの大きなケガや病気というのは仕方ないにしても、部活等で、その分、医療費の負担は増えるかもしれませんが、保護者の世代としては、中学校3年生を卒業するまで、子どもの人数に関わらずやっていただけるのが一番ありがたいという要望が、必ず連合会のときに出ます。先ほど、言われたように、これは国レベルでやっていかなければいけないことなので、新潟市も日本PTAに加盟していますので、日本PTAの全部の組織の中でも、今、こういった問題が出ていまして、それは国の厚

生労働省や内閣府といったところに直接、新潟市も会長あたりが話をしにしているところで、何とか予算をと国にも働きかけています。ましてや人口減少とあって、国でもそれを施策としてあげていますので、そちらの働きかけは、今、全国のPTAに加盟している保護者世帯でも、十分、要望として、私たち新潟でもあげていますし、いろいろな協議会からもあがっているので、国に働きかけて、何とか予算をつけられるようになったら、早めに義務教育まではできるような形にしてほしい。大変なところは分かるのですが、もし、できましたら、それより先駆けて、新潟市としてやっていただけるとありがたいという要望です。

（行政経営課長）

先ほどのこども未来課長の説明によると、1学年増えると年間8,000万円。そうすると、中3までだと2億4,000万円かかるという話でした。

（アドバイザー）

妊産婦については、所得税の非課税世帯の妊産婦ということなのですが、妊産婦健診というものの補助はどうなっていますでしょうか。かなり健診も受けづらい方もいらっしゃるのではないかと思います。それと産後の育児指導などはどうなっているのでしょうか。

（こども未来課）

妊産婦の健診部分につきましては、昔から比べると非常に恵まれてきておりまして、ほぼ全14回、すべての健診について助成がついています。そういったこともありまして、妊産婦には手厚く助成がされているということで、医療費部分については、遅れている部分ではないかと思っています。それから、産後の育児支援ということでは、ここも新潟市の強みと保健所から聞いていますが、赤ちゃんが生後4か月になるまでに、助産師、あるいは保健師が全ての家庭を訪問するというので、こんにちは赤ちゃん訪問事業というものをやっています。この捕捉率は、ほぼ100パーセントまでいっています。他の自治体では、やはり全部の世帯まで回れない、回り切れていないということで、児童虐待の観点からも、非常に保健所ががんばって、各世帯、一世帯ずつそういった子どもがいるかどうかの確認まで行っていますので、そういったところでは、新潟市は他自治体に向けて自慢できる点ではないかと思えます。

それから、先ほどのアドバイザーの国、県への話ですけれども、細かい話になるのですが、こども医療費助成については、補助率を上げる自治体に対しては、逆に国では保険制度で保険給付を下げるといったことをやっています。国の懸念としては、こども医療費、とにかく負担が軽くなると、いわゆるコンビニ診療と言われていまして、すぐ医者にかかってしまうということで、国の保険的な観点からは、医療費の総抑制という課題があるものから、自治体が勝手に助成をあげている部分については、コンビニ診療を抑えるということで、保険で減額調整を加えているというような制度になっています。ただ、国も地方からそういっ

たことはおかしいということを言われていて、今年の医療保険制度の改正の主な柱の一つとして、その辺が国でも審議されておりまして、やはりそういった措置はよくないのではないかという見直しも国で進められています。それから、こども医療のあり方そのものについても、国も拡充という方向性は出しているのですが、ではどこまでやるかということでは、まだ結果が出ていないということを知っています。

（アドバイザー）

子を持つ親としては、拡充の一途をたどっていただきたいですが、一市民としてはバランスを考えて支出してもらいたい。微妙な問題でしょうけれども、先ほど来、県や国と統一した施策というものも大事なのですが、今、少子化の問題がありますし、人口がどんどん減っているのです。逆に新潟市だけ特色をどんどん出して、新潟市が一番住みやすいということで、こちらに人が流れてくれるといいなと感想を抱きました。

先ほど課長がおっしゃった、他の政令市に比べるとやや低いというようなお話でしたけれども、参考までに県内の最寄りの市町村の水準ですとか、人口が近いような政令市の例などをお聞かせ願えればありがたいと思います。

（こども未来課）

それでは、まず政令市での比較ですが、入院はそう差がないのですけれども、特に我々新潟市の課題ともなっています、通院でいきますと、大体、政令市中3までやっておりますのが、さいたま市、千葉、静岡など9都市です。小6までというのが、新潟市単独。小6まででなおかつ多子世帯については高3までというのが新潟市。相模原市が小6までやっています。小3までが仙台、横浜、熊本。小2までが川崎。未就学までのところが札幌、岡山、広島、北九州、福岡の5都市です。県内ですと、最高レベルはすべて全市高3までというところは、村上、関川、粟島浦、津南、湯沢、阿賀、妙高、胎内というところで、都市規模が小さいところは比較的、取り組みやすいというような形になっています。一方、新潟市は、県内ではといいますと、下から数えて3番目ということで、やはり下から3番目ということで、新潟市が3番目、下から2番目が三条、長岡ということで、都市規模が大きくなると、なかなか財政負担が多くなるので、取り組みにくい制度になっています。

（アドバイザー）

確かに人口が多いところは、それだけお金がかかるので、今、課長がおっしゃったように、金銭的に無理なところがあります。これは、致し方ない部分があると思います。ただ、先ほどの委員からお話があった妊産婦健診に関しては、新潟市は政令指定都市の中で、助成制度発足当時はトップクラスでした。約10年前は、ほとんど補助券というのは出ていませんでしたが、今は、全部で14回補助券が出ていて、約10万円の補助金が1人の妊婦に対して出ています。これは、新潟県内で統一しています。以前、県の委員会に出席して、助成金額を相

談していたのですが、その時は新潟市が率先して14枚。しかも金額を10万円近く出そうということでしたので、新潟市の方々には、私も敬意を表します。今、説明があったように、対象人数が多いと非常に出費が高額になりますので、財政と相談しながらということで、これは仕方がないと思っています。

（アドバイザー）

先ほど、別の委員からご質問があったものに関連するのですが、生活保護の世帯は生活保護の中で、全部医療費で見られるのでいいと思うのですが、市民税非課税であるとか、最近、施行になりましたけれども、生活困窮者の方々の世帯というところで、日ごろ、私はそういう方とお会いする機会もあるものですから、たった530円でも子どもを医者に行かせるのを躊躇するというお宅もないわけではなくて、生活保護までいっているお宅であれば、そこで全部、見られるからいいと思うのですが、市民税非課税で本当に苦しいお宅に関する支援というか、そういったものというのは、何か検討されたり、そんなに数が多いとは、私も思ってはいないのですけれども、あるのかなというところでお聞かせいただければと思っています。

（こども未来課）

こども医療費の制度の中では、一応、そういった生活困窮、あるいは子どもの貧困層といったところでの支援制度については、今ほど説明のとおり、ないという形になっております。このほか、それ以外の給付としましては、これも国の制度になりますが、児童手当というものが1子につき1万円支給されておりますので、そういったところでいろいろな負担に使えるよう、現金支給されている制度もございます。また、それとの兼ね合いを考えますと、なかなかこの医療費助成の一部負担金だけ、今の530円を安くしようとか、あるいは一部負担金をなくそうかというところまでの議論には、財政負担が多くなるので、なかなか議論に持ち込みにくいというのが現状となっています。

（アドバイザー）

今のご説明に追加させていただきます。財政上の問題は、確かに今、おっしゃったとおりだと思いますが、医療機関サイドから考えますと、医療費が無料ということになると、鼻風邪程度でも医療機関にかかろうと、ものすごい数の患者が来院します。そのようになると、もっと重症な肺炎まで起こしたような患者たちを診られなくなってしまう。これは医療資源の問題です。その点も考えていただいて、医療費を無料にするということは、しっかり議論する必要があると思います。

（アドバイザー）

無料にしてほしいとか、そこまで極端なお話ではなくて、母子世帯で夜のお仕事をされているお母さんなどですと、時間的に行けない、厳しいということもあるとは思っています。ま



た、530 円ですら節約しなければいけないという状況の方もいて、そういうご相談もないわけではないので、そういった方々に対して、医療費をゼロにしろということではなく、もう少し下げたものがあるといいなというだけの要望のお話です。

（アドバイザー）

そういった状況も十分、理解できますが、医療機関側からも考えていただけたらと思います。あまり下げ過ぎると、不要不急の受診が増えてしまって、医療機関側が麻痺してしまいます。

（行政経営課長）

それぞれのお立場でのご意見、ありがとうございます。他にアドバイザーの皆様からご意見、ご質問がございますか。いかがでしょうか。

（アドバイザー）

この制度については、純粹に所得の問題であるとか、あるいは行政からすれば財源の問題であるとかということなのだろうと思っておきたいところなのですが、これを言うと非難ごうごうになると思って黙っていたのですけれども、ほんの感想程度ですが、所得制度を設けるべきではないかと思っています。それこそラインをあまり低くすると問題なのですけれども、相当、高額な所得にラインをぐっと上げて所得制限を設ければ、一般世帯も高校3年まで助成できますというくらいの費用は捻出できるのではないかと思います。

（行政経営課長）

先ほどのこども未来課からの説明だと、平成23年度に所得制限が廃止されたのですね。以前から所得制限については、結構、要望がありましたよね。

（こども未来課）

所得制限の話をしますと、賛否両論出てきます。我々の観点からしますと、所得の多い、少ないに限らず、一律に助成が受けられた方がいいのではないかとということで、所得制限を平成23年のときに外したという経緯がございます。

（アドバイザー）

関連して、多子世帯について。子どもが多いという定義が3人以上か、2人は多くないのかとか、そういった議論というのはあったのでしょうか。うちは2人なのでおしいなと思ったのです。小6までなのかと思ったのですが、そういった議論があるのか、ないのか。他の市町村でも、この線引きをされているのかということに、興味があります。

また、この話がこども未来課の所管課かどうか分からないのですが、先日、疑問に思ったことがありました。下の子が保育園に通わせていただいているのですが、突然、何号認定証を返せというおたよりをもらったのです。紙も普通の紙で、そういえばもらったかなくらいの紙だったのですが、よく見ると大事に持っていてくださいと書いてはあるのです。紙質も

そんなに大したものでもない、普段のおたよりみたいなものを半年、1年経っていないのでしょうけれども、あなたの認定号数が変わったので、前の認定証を返してほしいというおたよりが来ました。こちらがきちんと管理していればいいのですが、恐らく他のご家庭でも無くしたとか、もうないというところがほとんどなのではないかと思い、そんな大事な書類だったら、もう少し工夫をしてほしいと思いました。あなたの子どもは3歳になったので、何号になりましたみたいな新しい認定証は来たのですけれども、古い認定証を返せということです。返却したら、その書類はどうされるのでしょうか。その書類についての所管課かどうか分からないですけれども、確かこども未来課だったような気がしたので、この件に関係ないかもしれませんが、お聞かせください。

（こども未来課）

まず、多子の概念的なものについてですが、今、制度があるところでは、3人以上というくくりがほとんどになっています。ただ、今ほど、お話があったとおり、保育料などは、第2子から新潟市の場合は第1子の4分の1、第3子になると無料というところで、第2子からの支援を設けているところです。新潟市における多子支援については、県内で一斉に導入しようという動きがあって、いわば県内で統一するために、第3子という線引きをしたところなのです。大体、率でいうと8割以上は、子どもが2人の世帯。それから、2割より少ないかもしれませんが、3人以上いるという世帯で、今後、日本を支える子どもたちを育てていくには、数多くの子どもが必要ですが、その世帯の負担は相当なものだろうということなので、そういった考え方から、3人以上について、子ども・子育て支援制度の中で、医療費助成以外にもそういった支援をする市町村が多くなっています。

それから、先ほどの保育の認定の話ですが、保育園関係につきましては、保育課というところでやっております。何号認定というのは、実はこの4月から始まった制度です。国がいうところの、子ども・子育て支援新制度といまして、今までは幼稚園と保育園、それを兼ね備える認定こども園という制度があるのですが、ここに一律に、我々が将来、受けることになるであろう、介護保険と同じような考え方を取り入れまして、まず自分たちは今、何号認定なんだということを、あらかじめ認定することによって、認定の重さによって優先的に保育園に入れよう。これは、国において、待機児童がいる市町村については、優先度の高い子どもたちを受け入れていこうということで考えた、苦肉の策です。新潟市の場合は、待機児童ゼロになっていますので、あまり影響はないのですが、全国的には非常に多くの待機児童が出ているということで、それであれば認定制度を設けて、円滑に保育園や幼稚園に入れていこうという仕組みです。アドバイザーの場合は、今まで3号認定だったものが、おそらく2号認定になったのだと思います。ご指摘いただきました、認定証の紙の質につきましては、多分複写式だったのではないかと思います、所管課に参考意見ということで伝えさ

せていただきます。

（アドバイザー）

紙質は例えです。返さなくていいのではないかという意見です。

（こども未来課）

分かりました。その辺につきましても、どうして返してもらっているのかということは、私も承知していないので、所管課の保育課に伝えます。

（行政経営課長）

多子の3人というのは、お父さんとお母さんで2人なのだから、子ども2人の場合ですと現状維持ですから、3人いないと人口が増えないので、そこに支援するというところで合理的な考え方ですよ。

（アドバイザー）

最近、安倍首相が新三本の矢を政策として出されました。2番目の矢は、希望出生率を1.80にしたいとのこと。これは注意しなければいけない点があります。希望ということなので、子どもを希望した人たちの出生率を1.80にするということです。一般的に言われる合計特殊出生率とは違うのです。子どもを希望していない人も含めて、15歳から49歳までの女性が一生に子どもを持つ率が本来の出生率なのです。新潟市は、安倍首相の希望出生率を1.8にしたいという2番目の矢に対して、何か対応する用意はあるのでしょうか。

（こども未来課）

今、地域魅力創造部で、いわゆる地方創生の総合戦略というものを策定しておりまして、人口ビジョンというものも作っています。そこでの数値目標は、アドバイザー会議を設けて、意見を聞きながらやっていったのですが、数値目標は個人の責任を押しつけてしまうというような概念が生まれてくるので、例えば、1人、3人とか、合計特殊出生率とすれば、当然、2.07を超えないと、今の人口を維持できないので、それ以上の目標を設けるとすると、それを個人に押しつけてしまうと。結局、昔の「産めよ、育てよ」政策に戻ってしまうということがあるので、新潟市の場合は、目標ということではなくて、人口ビジョンの中で1.6を維持すると、これくらいの人口になりますとか、1.8を維持すると、これくらいの人口カーブになりますという数値提供だけにとどめています。本来であれば、先ほど、アドバイザーからもありましたが、希望する子どもの数というのは、国の人口問題研究所などでも調査していますし、本市でも、昨年と今年にかけて取っているのですけれども、やはり大体、2.4人くらいです。希望の数は、産む人も、産まない人も、全部、ひっくるめてですので、大体2.4人くらいは産みたいという希望は持っています。しかし、現実は何人くらい持つつもりですかと聞くと、それが希望の人数を割ってしまう。そこに差があるので、その差はなるべく自治体でも縮めていくというような努力が必要ではないかということで、実際に持つ子どもの

数と理想とする子どもの数の差を縮小していくというような目標は、総合戦略の中で掲げています。

（アドバイザー）

私はこの制度を拡充していただきたいというそれだけです。ご説明で努力されていることもよく分かりました。他の委員からのお話も勉強になりました。

医療費の助成ということに関してはそうかと思うのですが、ただ、安心して子どもを産み育てることができる環境となると、医療費だけではない。今ほどおっしゃったお話、例えば、私は2人子どもがおりますが、一人はやっと就職しました。もう一人は県外の大学生なのですが、今、お金がかかります。一人が働き出したのでいいのですが、今、非常にかかっている、子どもが小さいころは、私もこんなに助成があるのだと、恵まれているなどと思って、その頃はあまり教育費というものは、学資保険などに入っているくらいで、あまり眼中になかったのですが、そのときに本当はお金を貯蓄しておかなければいけないのだろうと。医療費が少ない分を教育費に回さなければいけないと一般に言われることかもしれないのですが、そのときはそのときでいっぱい、今の私の負担感には、やはり教育費というものがあるので、産み育てることができる環境というのは、医療費だけのことでもない。ただ、医療費への支援は努力してくださっているので、ありがたいなと思います。娘が今、埼玉にいます。新潟は埼玉より良くなって、新潟も良いよと言って、戻ってきて子どもを産んで欲しいなど、親の願いとしては、新潟で産み育てて欲しいです。

当校は転勤族の方が多のですが、新潟は住みやすいとおっしゃいます。とても手厚いし、やさしい方も多し、新潟に永住したいくらいだという声も聞くので、とてもうれしいなと思っています。

（行政経営課長）

ありがとうございます。他に医療費以外にも子育て支援メニューのお話が出ましたけれども、所管課から何かコメントがあればお願いします。

（こども未来課）

ありがとうございます。私ども、毎年、子育てに関するアンケートを取っているのですが、何が一番少子化対策にとって有効かと聞くと、私は経済的支援なのかと思ったら、実はそうではなくて、1位になるのは、やはり職場環境。休暇が取りやすい職場環境が1位となっていて、毎年、大体6割くらい方があげています。それから、2番目に出てくるのが、今、お話のあった教育費用の軽減ということで、これが大体、半数以上の方が必要だと言っています。それと大体、同じくらいのレベルでは、児童手当。月一万円出ている児童手当をもう少し額を多くした方がいいのではないかと。いよいよ4番目に出てくるのが、こども医療費助成制度です。その次、5番目が短時間勤務等柔軟な働き方。やはり職場環境に関すること

が出ておりまして、第6位に保育料の軽減ということで大体3割くらいです。そういった上位6位があげられています。

今、新潟は子育てしやすいまちということで、お褒めの言葉をいただいたところなのですが、実は、先日来、富山県から引っ越しされてきた方に、もっと子育て支援の充実をとのご意見をいただき、少し落ち込んでいたのですが、また今のお言葉を聞いて、やる気が湧いてまいりました。ありがとうございます。

（行政経営課長）

富山はいいと聞きますね。何がいいのでしょうか。

（こども未来課）

やはり出産祝い金ですとか、子どもを育てるのにお金がかからないという至れり尽くせりというところがあるので、福井、石川、富山の北陸3県というのは、総じて出生率も高いのですが、子育て支援策だけがいいから高いといえば、多分、そうではないと思っています。特に福井県などは、総県民が働いてまいりましたので、製造業が多い。政令市でも浜松などは製造業が多くて、そういうところは職場環境でも代休制度が充実していたり、育休制度が充実していたりとかあって、結構この年齢層での出生率を見ていくと、非常に若い人たちは多くの子どもを産んでいるということが見えます。子ども子育て支援の拡充も必要なのですが、それは絶対に気を緩めるわけにはいかないのですが、やはり職場環境、いつでも子どもが熱を出したら休めるような職場環境、あるいは学校行事というと、特に子どもが中学校と小学校におられると、参観日の日程が合わなくて、月の何日も参観日があるような状況にもなりますが、そういったときに気兼ねなく休暇が取れるような職場環境も大切なのではないかと思います。

（行政経営課長）

全般的なお話もいただきました。ありがとうございました。

（アドバイザー）

今日は、医療費助成が中心というお話だったのですが、いろいろな会議に出ていますと、どうしても少子化の問題が出てきて、希望は3人ということで、必ず3人という話が出てきます。子育て支援をしている私たちからすると、第1子からの支援が非常に大事で、特に初めてお子さんを産んだお母さんが、本当に幸せな子育てをしていたとしたら、2人を考えるだろうし、3人を考えるだろうということだと思っています。ですので、3人から今、また希望が2人くらいになっているのですけれども、1人の支援もとても重要だとは考えています。

特に中国がずっと一人っ子政策でいた30年くらい、ずっと一人っ子だったのが、今度は一人っ子政策をやめて、希望する子どもを産みましょうということで、政策が変わったわけで

すが、これから中国で何が起こるかという、自分が兄弟を持ったことがない人たちばかりですので、兄弟が生まれたときの子育てをどうするのかということが、これからとても大きな問題になってくるだろうと言われていています。ですので、国が産む数を決めるといってもないところから、自由となってよかったとは思っています。

一つ、お伺いしたいところは、確かに医療費助成が非常に充実してよかったと思うのですが、予防接種の助成に関しては、今後、どのようになっていくとか、少し安くなるのか、補助があるというようなことの方向性とか、何かありますでしょうか。例えば、お母さんたちが言っているのが、ロタウイルスは予防接種が1回何千円で、それを6か月以内に受けなければいけないと。資料を持ってこなかったのですが、予防接種のお金が何とかならないかなという声も聞こえてきます。ヒブワクチンは、無料になってきたということもありますので、今、もし資料がなかったら、また機会がありましたら、予防接種のこともぜひとも考えていただきたいと思います。

もう一つ、お伺いしたかったのが、医療費助成のときの申請書というものがありますね。今もピンクの紙ですか。

（こども未来課）

今はもうありません。

（アドバイザー）

昔はピンクの紙で申請したのですが、すみません。

（こども未来課）

昔、母子健康手帳を交付されるときにピンクの紙ももらって、それを医療機関の窓口に出して、軽減していたのですが、今はもう窓口で、530円支払う形です。

（アドバイザー）

そうですね。よくなりましたね。

（こども未来課）

あとはこども医療費助成の受給者証が健康保険証サイズでありますので、それを窓口に提示さえしていただければいいということです。

（行政経営課長）

昔は、大きい紙でしたよね。

（こども未来課）

ピンクの申請書も枚数に限りがあり、1人一回何枚お渡しできると言われたくらいでした。

（アドバイザー）

昔に比べればよくなりましたよね。

（行政経営課長）

今は、こども医療費助成の受給者証が郵便で来るのですね。

（こども未来課）

出生届等をお出しいただいたときに申請いただき、後日、郵送させていただいているという形になります。

（アドバイザー）

ありがとうございました。

（行政経営課長）

ひとつお意見も出たようですが、ご意見は、事務局で整理して、確認いただきたいと思っています。所管課に課長、担当係長がおりますので、他にご意見、ご質問がございましたらお願いします。

（アドバイザー）

先ほど、お話が出ていた待機児童がゼロだということなのですが、実際問題、お母さんたちに聞くと、例えば、自分が勤務している場所から、遠いところに入園しているとのことです。そこまで行って、子どもを預けて職場に来るまでに非常に時間がかかる。もう少し利便性を考えて、入園させる方法はないのでしょうか。

（こども未来課）

私の所管外の話になるのですが、本来、国が制度上考えたのが、この4月から開始された子ども・子育て支援新制度で、そういったものを生じさせないために、先ほどの何号認定というような制度を取ったところなのです。なかなかそれがまだ地域的な偏りを解消するまでには至っていないという状況で、結局、保育園はあるのだけれども、人口移動もしてきて、その地域を満たす定員がないということもあります。そういった中から、全部、説明はしなかったのですが、認定こども園という制度ができてきています。これは、保育園と幼稚園の合いの子です。この4月から制度が変わりまして、幼稚園児と保育園児が一緒の部屋で保育が受けられるような制度になりました。今までも認定こども園制度はあったのですが、同じ施設であっても、部屋は別という制度でしたが、この4月からは同じ部屋でも幼稚園に入った子と保育園に入った子を一緒に教育・保育を受けられるようになりました。またそういった認定こども園制度の拡充も図りながら、なるべく地域的な差が出ないようにしていくのだろうと思います。ただ、皆さんご存じのとおり、子どもの数が減っていくということが目に見えていまして、早ければ平成34年くらい、あと6、7年すると、多分、保育園に通わせる子どもも、今度、右肩上がりから右下がりというカーブを描いてきます。7年後を見越すと、そうそう施設も作れないような環境もありますので、今ある資源を活用するということで、認定こども園制度などの力も借りていくことが必要なのではないかと思います。また、ご意見いただきましたこと、所管課にも伝えさせていただきます。ありがとうございました。

ました。

（行政経営課長）

ありがとうございました。それでは、こども未来課の「妊産婦及びこども医療費助成事業」についての意見交換は終わります。どうもありがとうございました。

非常に活発に論点を出していただきましたので、所管課にも伝えながら、事業をより良くしていきたいと考えております。また、会議のやり方も研究しながら、できれば継続していきたいと考えておりますので、今後ともご協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

では、これにて今年度は終了となります。ありがとうございました。